

## 平成30年第14回教育委員会会議議事録

### 1 開催日時

平成30年11月22日(木) 午後4時00分～午後5時09分

### 2 開催場所

幕別町百年記念ホール特別会議室

### 3 出席者

	教育長	菅野 勇次
教育委員	教育長職務代理者	小尾 一彦
	委員	瀧本 洋次
	委員	國安 環
	委員	東 みどり
事務局	教育部長	岡田 直之
	学校教育課長	山端 広和
	生涯学習課長	石野 郁也
	給食センター所長	宮田 哲
	図書館長	武田 健吾
	総務係長	中山 仁
	学校教育係長	塚本 真敏
	学校教育推進員	中村 吉昭

### 4 議 事

- 報告第18号 第6期幕別町総合計画3カ年実施計画について
- 議案第63号 平成30年度幕別町一般会計補正予算の要求について
- 議案第64号 幕別町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の申し出について
- 議案第65号 幕別町私立幼稚園就園奨励費補助金等交付要綱の一部を改正する要綱
- 議案第66号 幕別町学校運営協議会規則
- 議案第67号 幕別町立小中学校及び幕別町立幼稚園運営協議会要綱を廃止する要綱
- 議案第68号 幕別町立学校管理規則の一部を改正する規則
- 議案第69号 幕別町立幼稚園規則の一部を改正する規則
- 議案第70号 要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について

### 5 議事概要 次のとおり

**菅野教育長** ただ今から、第14回教育委員会会議を開会いたします。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、会期の決定についてお諮りいたします。会期は、本日1日限りとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

**菅野教育長** 異議なしと認め、会期は本日1日限りと決しました。

次に、日程第2、会議録署名委員の指名についてであります。本日の会議録署名委員に、1番瀧本委員、3番國安委員を指名いたします。

次に、日程第3、前回会議録の承認であります。第13回教育委員会会議について別紙会議録のとおりでご異議ありませんか。

(異議なし)

**菅野教育長** 異議なしと認め、第13回教育委員会会議を承認いたします。

次に、日程第4、事務報告についてであります。事務局の方から何かございますか。

(ありません。)

**菅野教育長** ないようですので、次に議件に入ります。

次に、日程第5、報告第18号、第6期幕別町総合計画3カ年実施計画について、説明を求めます。

**教育部長(岡田 直之)** 報告第18号、第6期幕別町総合計画3カ年実施計画について、ご説明を申し上げます。

議案書の1ページと別にお配りしております報告第18号説明資料をご覧いただきたいと思っております。

第11回教育委員会会議で提案させていただきました、第6期幕別町総合計画3カ年年実施計画につきまして、報告18号説明資料のとおり内示がありましたので報告いたします。

本計画につきましては、平成31年度から33年度までの3カ年の事業について教育委員会として要望したところであります。

表であります。左から事業名、年度別事業名、次は上段網掛けの変更前が教育委員会として予算を要求した額、下段変更後が要求額に対して内示があった金額であります。

次に、事業年度であり、平成31年度、32年度、33年度の事業費の内示であります。教育委員会関係分は、3年間で30事業であります。事業項目が多いことから、平成31年度事業において要求から変更となりました事業についてご説明させていただきます。

はじめに、小中学校等整備事業のうち、校長・教頭住宅リフォーム改修工事ではありますが、要求額1,200万円に対して内示額は600万円であり、事業費の精査に伴う減額であります。

次に、資料の2ページをご覧いただきたいと思っております。

新規事業の学校教室カーテン更新事業ではありますが、要求額72万円に対して内示額220万円であり、総体事業費を平準化させ、毎年2校分の整備を進めていくよう増額となったものであり、事業期間は7年間で予定しております。

次に、百年記念ホール改修事業のうち、ボイラー更新についてであります。要求額1,778万8千円に対して内示額は0円であり、事業を平成32年度に繰り延べて行う予定であります。

次に、農業者トレーニングセンター改修事業ではありますが、要求額1億3,194万3千円に対して、内示額は1億6,753万5千円であり、平成33年度に計画しておりましたバスケットゴールの新設等を繰り上げて実施するよう内示があったものであります。

次に、全国・全道文化、スポーツ大会参加奨励事業についてであります。

全国大会参加の助成対象を現行の中学生から高校生までに拡充するとともに、同一年度2回目以降の助成額を半額とする調整の撤廃、さらには宿泊料金の高騰に伴い、宿泊料の上限額を現行の8千円から1万1千円に引き上げる内容で制度の拡充を要求しておりましたが、要求額992万円に対して、内示額は855万円で、現行制度での内示額であり、制度の拡充は認められなかったところであります。本事業につきましては、制度拡充の必要性について更に検討を続けてまいります。

資料の3ページをご覧いただきたいと思っております。

はじめに、図書館整備事業であります。

本館トイレ洋式化改修工事についてであります。要求額225万4千円に対して、内示額は178万6千円であり、事業費の精査に伴う減額であります。

本館冷房工事につきましては要求額1,099万8千円に対して、内示額は0円であり、平成32年度に事業を実施する予定として内示があったものであります。

本館南側通路改修工事につきましては要求額259万2千円に対して、内示額は0円であり、平成34年度以降に事業を実施する予定として内示があったものであります。

次に、マイファーストブックサポート事業でありますが要求額22万1千円に対して、内示額20万2千円であり、事業費の精査に伴う減額であります。

次に、図書館を核とした地域づくり事業につきましては要求額916万5千円に対して、内示額818万9千円であり、事業費の精査に伴う減額であります。

次に、公用車購入事業、これは図書館の公用車でありますが要求額200万円に対して、内示額0円であり、平成32年度に事業を実施する予定として内示があったものであります。

次に、給食センター備品等更新事業の幕別学校給食センター分であります但配送トラックにつきましては、要求額888万7千円に対して内示額0円であり、平成34年度以降に事業を実施する予定として内示があったものであります。

3カ年実施計画の事業費総額といたしましては、要求から内示までの協議の中で一部事業において要求額の増減がりましたが、平成31年度要求額総額では3億7,521万8千円に対し、内示額3億6,184万円であり、1,337万8千円の減額となったところであります。

平成32年度は要求額2億5,674万7千円に対し、内示額1億9,937万8千円であり、特に図書館機器更新事業が購入をすることで要求しておりましたが、北海道市町村備荒資金組合の事業を活用し代金を5年間で支払う予定として内示があったことなどにより大きく減額となっております。

平成33年度は要求額2億4,198万8千円に対し、内示額1億7,209万4千円ありますが、減額の要因といたしましては事業の繰り延べによるものが主な要因であります。

以上のとおり内示がありましたことから、内示された事業につきましては平成31年度予算に計上するものであります。

なお、内示により平成32年度以降に繰り延べられた事業につきましては、事業を再度精査し、事業の熟度や緊急度、必要性等についてさらに検討を加え、次年度以降の予算要求につなげてまいりたいと考えております

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

**菅野教育長** 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

**瀧本委員** 来年のオリンピアの展示施設の展示場所は何処になるのでしょうか。

**生涯学習課長(石野 郁也)** 現在考えているのが、札内スポーツセンターと農業トレーニングセンターの二か所でございます。

**瀧本委員** 分散して置くということでしょうか。なぜ一か所にまとめて置かないのでしょうか。

**生涯学習課長(石野 郁也)** 一か所にまとめるよりも分けたほうが、それぞれの場所でより近くで見やすくなるのではないかと思います。

**菅野教育長** 展示物は札内スポーツセンターと農業者トレーニングセンター、それぞれ定期的に交換しようと考えております。

**瀧本委員** 福島選手のスパイクやユニフォームが糠内中学校に一部置いてあるのが、子どもたちにとって励みになり、先輩はこのように頑張っているということが間近で見ることができて、とても良いことだと思います。他の桑井選手や山本選手も、より間近に感じることもできたらなと思います。

一か所にまとめたら、今幕別町にいる5人のオリンピアが一目で見ることができて良いのではないかと思います。

**教育部長(岡田 直之)** 今回の展示につきましては、町長部局とも連携しながら進めておりました。

今のところ二か所で展示する計画ではありますが、最終決定ではないので将来的にどういった展示の仕方が望ましいのか、瀧本委員のご意見も踏まえて今後進めたいと思います。

**瀧本委員** 町民にとって一番利用しやすい方法で展示していただくことを望んでおります。

ストーブの更新の件で、以前旧型のストーブが過熱してボヤを出した事案があったのですが、ストーブの更新は全て終わったのでしょうか。

**総務係長（中山 仁）** 忠類小学校のストーブの件につきましては火災の原因が判明しておりませんので、ストーブの更新は行っておりません。

ストーブの更新につきましては、古いものから順次、3台ずつ更新をかけています。

**瀧本委員** ストーブの更新は順次していくという話があったような気がしました。何かの費用の中で埋めているのかなと感じたのですが、その辺りはどうでしょうか。

**学校教育課長（山端 広和）** 通常の予算の中で不具合等ありましたら、順次修理していく対応をしております。

**東委員** マイファーストブックサポート事業の予算が平成32年、33年度は0になっているのはなぜでしょうか。

**図書館長（武田 健吾）** 7、8ヶ月検診の際に読み聞かせや好みの絵本をプレゼントする事業でありますけども、平成31年度の減額につきましては対象人員数が少なくなったことが理由でございます。

平成32年度以降0になっているのは生涯学習地域計画を今作成している中で、マイファーストブックをどのように位置づけるのか検討しているところでございます。平成32年度以降、全く事業が停止するというのではなくて、その計画の中でどのような位置づけを行うかによって、また整理し直して32年度以降の予算については要求していきたいと考えております。

**東委員** 娘のときにマイファーストブックサポート事業で本をいただいた際に、図書館の職員の方からどういう事業か説明を聞きました。保護者全てではないとは思いますが、私の場合は図書館という施設があって、時間を共有できる空間なのだと認識できる機会でもありました。図書館を忘れていたというわけではございませんが、日々子どもを育てるとか他のことで時間が終わりますと、ふと頭の中から離れてしまうことがあります。そういった何かのきっかけで図書館を思い出したりできると思うので、マイファーストブック事業は出来る限り、何らかの形で続けてほしいと思っています。

**図書館長（武田 健吾）** この事業につきましては図書館においても重要な事業の一つだと考えており、計画していきたいと思っております。

また、保護者の方にマイファーストブックサポート事業だけではなく、後々のフォローに重点を置いて取り組んでいきたいと思っております。

**國安委員** マイファーストブックだけではなく、例えば検診だったら1歳児、3歳児検診がありますので、最初の7、8ヶ月検診のみだけではなく、回数を増やすなどの検討もしてはどうか。

**図書館長（武田 健吾）** 事業を行う7、8ヶ月検診の際に、保護者の方にアンケートを実施していますので保護者の方の意見を取り入れながら、より良い方法を探していきたいと思っております。

**小尾委員** 9月の大規模な地震で、地域によっては3日間ぐらい停電があった際に、給食センターが稼動しなかったり登下校の問題があったりと各学校の校長・教頭先生から話しを聞きました。

今回みたいに何日も続くと、登校日にするかしらないかなど早急に連絡をしたいときに通信手段が満足に稼動しない状況の中、教育委員会として非常電源等どのように対策を考えているのでしょうか。

**学校教育課長（山端 広和）** 非常通信手段は各学校に災害用の電話ありますが、今回の震災の際には一部不備がありまして使えなかった学校もありましたので、修繕を行う予定であります。

もうひとつは、それだけでは連絡がつかない場合、各自の携帯で連絡を取っていましたが、電源が確保されていないため一定期間使用すると充電が切れてしまいます。このことから学校のみならず、非常用発電機の必要性が問われていまして、町全体で必要性の調査がかけられ、教育委員会としても学校に必要だと考えております。そういった町の体勢も踏まえた中で検討したいと思っております。

もう一点、保護者と学校の連絡方法については、今回は突発的なこともありまして町コミメールというのを登録している人は届いていましたが、登録していない人は届かなくて連絡が繋がらないことがありました。

学校での登録になりますが、学校ではメールの登録がされるよう今後の対応として考えております。

**小尾委員** 学校と保護者間の連絡方法としては、各小・中学校ではどのような手段がとられているのでしょうか。

**学校教育課長（山端 広和）** 今回の震災の際には、各学校で様々な対応をとってまいりました。先生方が直接保護者の自宅に伺ったり、チラシを配るなどの対応をしております。

また、連絡がつかない場合は足で行かざるを得ない状況でありました。

**小尾委員** 今回は3時頃の早朝に地震が起きて、5時、6時になっても電気がこないという状況でしたが、本来学校の判断する時間というのはあるのでしょうか。

**学校教育課長（山端 広和）** 災害の種類によっても判断が異なりますが、どの程度で復旧するかどうかという情報を集めた上で、何時かを判断します。スクールバスの時間もありますので、今回は6時に臨時休校するかしないかを判断しました。

**小尾委員** 近いうちに北海道や道東のほうでも大きな地震がくる予想がされているので、しっかりとした対応を考えるのも必要ではないかなと思います。

**國安委員** 幕別町内の学校でホームページを作る義務はあるのでしょうか。もしあれば、ホームページ内で周知できるかと思います。

**学校教育課長（山端 広和）** 10年ほど前には各学校のホームページがありましたが、管理上、難しいこともありまして現状では途別小学校のみがホームページを作成しております。

**菅野教育長** ほかに質疑はございませんか。

（ありません。）

**菅野教育長** 質疑なしと認めます。

報告第18号につきましては、報告のとおりといたします。

次に、日程第6、議案第63号、平成30年度幕別町一般会計補正予算の要求について説明を求めます。

**教育部長（岡田 直之）** 議案第63号、平成30年度幕別町一般会計補正予算の要求について、ご説明を申し上げます。

議案書の2ページをご覧くださいと思います。

歳出からご説明申し上げます。今回の補正予算につきましては、10款教育費の予算に6,663万5千円を追加し、予算の総額を15億2,590万7千円とするものであります。

1項 教育総務費 3,474万2千円を追加するものであります。

2目 事務局費 84万4千円ですが、需要費の燃料費は、単価の上昇による増額、使用料及び賃借料の複写機借上料は、複写機の使用量の増加により予算が不足いたしますことから追加するものであります。

3目 教育財産費 1,102万円ですが、需要費の燃料費は単価の上昇による増額、修繕料は、各学校の各種修繕に要する費用を追加するものであります。工事請負費は、白人小学校体育館の雨漏り補修工事のほか、白人小学校、札内北小学校、札内東中学校及び糠内中学校の給食用小荷物昇降機の改修工事が主なものであります。

4目 スクールバス管理費 471万5千円ですが、委託料のスクールバス運行委託料、小中学校分は、行事運行の増加により予算が不足いたしますことから追加するものであります。

5目 国際化教育推進事業費 7万4千円ですが、需要費の燃料費は、単価の上昇による増額であります。

6目 学校給食センター管理費 1,808万9千円ではありますが、需用費の消耗品は各種衛生用品等の購入による増加、燃料費は、単価の上昇による増額、給食材料費と地場産食材料費は、食材費の高騰により予算が不足いたしますことから追加するものであります。

3ページをご覧ください。

2項 小学校費 1,036万9千円を追加するものであります。

1目 学校管理費 1,036万9千円ではありますが、需用費の燃料費は、単価の上昇による増額であります。

3項 中学校費 1,363万9千円を追加するものであります。

1目 学校管理費 1,363万9千円ではありますが、需用費の燃料費は、単価の上昇による増額であります。

4項 幼稚園費 23万7千円を追加するものであります。

1目 幼稚園管理費 23万7千円ではありますが、需用費の燃料費は、単価の上昇による増額であります。

5項 社会教育費 309万1千円を追加するものであります。

2目 公民館費 40万9千円ではありますが、需用費の燃料費は、単価の上昇による増額、修繕料は、糠内公民館多目的ホールの雨漏り修繕に要する費用を追加するものであります。

3目 町民会館費 60万2千円ではありますが、需用費の燃料費は単価の上昇による増額、委託料は、町民会館の高圧変圧器の更新により、設備容量が拡大したことに伴う電気保安委託料の増加であります。

4目 郷土館費 39万3千円、6目 集団研修施設費 10万8千円、7目 図書館管理費 47万9千円ではありますが、いずれも燃料費の単価の上昇による増額であります。

8目 百年記念ホール管理費 110万円ではありますが、負担金補助及び交付金の地域の文化・芸術活動補助金は、まくべつ町民芸術劇場が実施する公演事業が、一般財団法人地域創造の地域の文化・芸術活動助成事業の対象となりましたことから、町を経由してまくべつ町民芸術劇場に補助金を支出するものであります。

6項 保健体育費 455万7千円を追加するものであります。

2目 体育施設費 455万7千円ではありますが、需用費の燃料費は単価の上昇による増額であります。

2ページをご覧ください。

歳入についてご説明申し上げます。今回の補正予算につきましては、21款諸収入の予算に110万円を追加し、予算の総額を8億4,099万4千円とするものであります。

5項 雑入 110万円を追加するものであります。

4目 雑入 110万円ではありますが、先ほどご説明いたしました、一般財団法人地域創造の地域の文化・芸術活動助成金であります。

3ページをご覧ください。

債務負担行為補正であります。債務負担行為とは歳出予算や継続費、繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、地方公共団体が将来にわたる債務を負担する行為であります。2件の債務負担行為を新たに追加するものであります。

これらの業務につきましては単年度契約により業務委託を行っておりますが、今後におきましては業務を安定的に実施するために、平成31年度から4年間を期間として、それぞれ記載の限度額で債務負担行為を追加するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

**菅野教育長** 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません。)

**菅野教育長** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第63号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

**菅野教育長** 異議なしと認めます。

議案第63号については、原案どおり可決しました。

次に、日程第7、議案第64号、幕別町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の申し出について及び日程第8、議案第65号、幕別町私立幼稚園就園奨励費補助金等交付要綱の一部を改正する要綱については関連がありますので、一括して説明を求めます。

**学校教育課長(山端 広和)** 議案第64号、幕別町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の申し出について、及び議案第65号、幕別町私立幼稚園就園奨励費補助金等交付要綱の一部を改正する要綱につきましては、関連がありますので一括してご説明申し上げます。

議案書につきましては、4ページと5ページになります。

今回の改正につきましては、地方税法の改正により平成30年度から都道府県から指定都市への税源移譲が行われ、指定都市のみ市町村民税の税率が、これまでの6%から8%に改正されました。

これに伴い、指定都市の区域内に住所を有する方と、それ以外の方で所得が同一であるにもかかわらず、幼稚園や保育施設等の利用者負担が異なることのないよう、子ども・子育て支援法施行規則が改正されたところであります。

幼稚園等の保育料につきましては、所得割課税額で判定しております。従いまして、指定都市に居住する方が、幕別町に転入してきた場合、不利益が生じないよう、保育料を計算する際、判定に使用する市町村民税所得割の税率を8%から6%に置き換え計算を行うものであります。

それでは、はじめに議案第64号、幕別町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の申し出についてご説明申し上げます。

資料につきましては、別冊の議案第64号説明資料をご覧くださいと思います。

左が現行条例、右側が改正条例になります。

別表第1では保育料を定めておりますが、備考について改正するものであります。

1については、改正前では均等割と所得割、未婚のひとり親を寡婦とみなす規定であります。改正後では所得割の定義を加え文言整理するもので、現行条例で定める、ひとり親の寡婦の規定については、別に定めるものであります。

次に改正後の2は、指定都市の区域内に住所を有する者の所得割課税額は、指定都市以外の市町村区域に住所を有する者とみなして所得割課税額を算定すると規定するものです。この部分が、先ほど説明した指定都市の税率8%を6%で計算するという部分であります。

次のページになります。

改正後の3は、改正前の1の中で規定していた未婚のひとり親を寡婦とみなす規定をここで定めるものであります。改正後に2と3を加えましたので、現行条例の2から、次のページの7までについては、改正後は4から9に繰り下げるための改正と、これに合わせた文言整理等によるものであります。

議案書4ページをご覧くださいと思います。

附則についてであります。第1項では、施行期日を公布の日から施行するもので、第2項は、経過措置になります。

この条例による改正後の幕別町立幕別幼稚園設置条例の規定は、平成30年9月1日以後に行われた又は行われる保育に係る保育料について適用し、同日前に行われた保育に係る保育料については、なお従前の例によると定めるものであります。

これは、子ども・子育て支援法施行規則の一部改正が、本年9月1日から施行していることから経過措置を設けるものであります。

参考までにわかば幼稚園については、該当となる指定都市、札幌市になりますが転入者が1世帯で園児1名おりますが、わかば幼稚園の保育料については所得割が発生する課税額世

帯であれば、その額にかかわらず月額7,000円となっていますことから、この改正による影響はありません。

なお、条例の提案については、11月30日開催の第4回の町議会定例会に提案される運びとなっております。

続きまして、議案の5ページをご覧くださいと思います。

議案第65号、幕別町私立幼稚園就園奨励費補助金等交付要綱の一部を改正する要綱についてご説明申し上げます。

資料につきましては、別冊の議案第65号説明資料をご覧くださいと思います。

本要綱につきましては、私立幼稚園に通う子どもの保護者に対する経済的負担の軽減と公立・私立幼稚園間の格差の是正を図るものとして、国で定めます基準に準じて要綱を定め、補助金を交付しているものでありますが、算定に当たりましては市町村民税の所得割課税額を基準に階層を分けております。

このため、先ほどの幼稚園設置条例の改正と同様に、指定都市の区域内に住所を有する者の所得割課税額を指定都市以外の市町村区域に住居を有する者とみなして所得割課税額を算定するため、本要綱改正しようとするものであります。

それでは、別冊の議案第65号説明資料をご覧くださいと思います。

左が現行要綱、右が改正要綱になります。

就園奨励費の所得階層区分や補助限度額は、要綱の別表に定められており、はじめに別表第1では、その世帯にいる子どもが幼稚園に就園している場合を定めているもので、改正後は注3として、指定都市の区域内に住居を有する者の所得割課税額を指定都市以外の市町村区域に住居を有する者とみなして所得割課税額を算定する旨を規定するものであります。このため、現行要綱の注3から注5までを改正後、注4から注6まで繰り下げるものであります。

次に、別表第2については、その世帯にいる子どものうち幼稚園に就園しているほか、小学生以上の子どもがいる場合を定めているもので、先ほどの別表第1の改正と同様に、みなし規定を注3として加えるものであります。このため、現行要綱の注3から注5までは、改正後、注4から注6号まで繰り下げとなります。

次に別表第3については、ひとり親の世帯で子どもがいる場合を定めておりますが、こちらと同様に、みなし規定を注3として加えるものであります。

現行要綱の注3から次のページになりますが、注6までは、改正後、注4から注7まで繰り下げとなります。

なお、平成30年度就園奨励費において該当者は1人おりましたが、影響はありませんでした。

議案5ページにお戻りください。

附則についてであります。第1項では、施行期日を公布の日から施行するもので、第2項は経過措置として、この要綱による改正後の幕別町私立幼稚園就園奨励費補助金等交付要綱の規定は、平成30年9月1日以後に決定した又は決定する補助金について適用し、同日前に決定のあった補助金については、なお従前の例によると定めるものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

**菅野教育長** 説明が終わりました。これより議案第64号及び議案第65号について一括して質疑をお受けいたします。

(ありません。)

**菅野教育長** 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第64号について議案どおり申し出することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)



**菅野教育長** 異議なしと認め、議案第64号については、原案どおり申し出することに可決しました。

続いて、お諮りいたします。

議案第65号について、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

**菅野教育長** 異議なしと認め、議案第65号については、原案どおり可決いたしました。

次に、日程第9、議案第66号、幕別町学校運営協議会規則から日程第12、議案第69号、幕別町幼稚園規則の一部を改正する規則についてまでは関連がありますので、一括して説明を求めます。

**学校教育課長(山端 広和)** 議案第66号、幕別町学校運営協議会規則から議案第69号、幕別町幼稚園規則の一部を改正する規則につきましては、関連がありますので一括してご説明申し上げます。

議案書につきましては、6ページから11ページになります。

はじめに、議案第66号幕別町学校運営協議会規則について説明申し上げます。

本町では本年度、小中一貫教育をモデル校として幕別中学校エリアと札内東中学校エリアにおいて取組を進めており、来年からスタートと考えておりますが、あわせて、小中一貫教育推進構想の一つとして、学校・家庭・地域が一体となった教育の創造を掲げており、その手法をコミュニティスクール、所謂、合議制の会議体として学校運営協議会を設置する学校を指すものでありますが、当初、平成33年度から実践と考えておりました。

しかしながら、先進事例を見ますと学校と地域、保護者が対等の立場で協働しながら進めていくには、最低でも5年程度はかかると言われていたり、まず、現行の協議会組織を法に基づく学校運営協議会へ移行し、課題整理や検証を繰り返しながら、地域とともにある学校づくりを築いていくことが必要と考えまして、幕別町学校運営協議会規則の制定と、これに付随して関連する要綱の廃止、規則の改正をしようとするものであります。

それでは議案第66号の条文に沿って、ご説明いたします。

第1条は学校、地域、保護者等が連携を促進していくため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定する学校運営協議会を小中学校と幼稚園に設置することを定めるものであります。

第2条については、協議会を設置する学校を別表で定めるものであります。別表については、議案書の8ページをご覧くださいと思います。

協議会の名称と対象とする小中学校になりますが小中一貫教育との整合性を踏まえ、5つの中学校エリアと、わかば幼稚園ということで分けております。

議案書の6ページをご覧くださいと思います。

第3条は委員について定めるものでありますが、委員の定数は議会ごとに10人として定めることとし、わかば幼稚園は当分の間、単独での協議会設置を想定していることから現行と同様の5人とするものであります。

第2項は法で掲げる者のうちから教育委員会が任命することとしておりますが、この掲げる者とは地域住民や保護者、対象学校の運営に資する活動を行うもの、その他教育委員会が必要と認める者と法で規定しているものでありますが、保護者については、1名以上任命することとしております。

第4条では委員の任期を定めるもので、他町村の事例も参考にしながら2年とするものであります。

第5条では協議会に会長及び副会長を置く規定を定め、選出方法などを規定しております。

第6条では会議の招集や成立要件、議決方法等を規定するもので、必要に応じて委員以外の出席も可能とするものであります。

第7条になりますが会議については、保護者や地域住民等の学校運営への参画や支援、協力を促進しようとするものであることから、原則公開とし、個人情報など配慮が必要な場合に限り非公開とする規定としております。

第8条については、協議会が承認を行う事項について定めるもので、学校経営計画や教育課程など、主に法令で定める事項を規定しております。

第9条では、協議会は、第8条の承認事項に加え、職員の採用その他任用について意見を述べるができるものと規定するものでありますが、教職員個人を特定した事項については除くものであります。

第10条では、協議会は、対象学校等の運営に当たって、地域住民等の参画促進に努めるとともに、協議や取組内容などの情報提供を努力義務として規定するものであります。

第11条については、学校運営等に関する評価を定めるもので、第12条は、委員の守秘義務や禁止する行為など委員の服務について規定するものであります。

第13条については、次のページにわたりますが、教育委員会は協議会の適正な運営を行うための措置を講じたり、情報提供を行っていくことを規定しております。

第14条は、委員の解任を行う場合の要件について規定するもので、第15条は、規則に定めるもののほか必要な事項については、教育長が別に定めることとするものであります。

附則についてであります。第1項では施行期日を平成31年4月1日からとするものであり、第2項に最初に任命される委員の任期を定めておりますが、この規則の施行後、最初に任命される委員は第5条の規定にかかわらず、平成33年1月31日までとするものであります。

第5条で、委員の任期は2年としておりますが、学校経営計画などについては前年度中に作成することから、その承認や評価を実施することを踏まえ、任期は2月1日～1月31日までのサイクルで実施することとして、附則に規定するものであります。

**菅野教育長** 説明の途中ですが、教育委員会会議規則第2条の2において、会議は午後5時に閉会するとなっております。ただし、教育長が必要と認める場合はこれを変更することができる、となっておりますので現在午後4時57分になりますが、このまま会議を延長することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

**菅野教育長** それでは、5時以降も引き続き延長して会議を行いたいと思います。

**学校教育課長(山端 広和)** 続きまして、9ページをご覧くださいと思います。

議案第67号、幕別町立小中学校及び幕別町立幼稚園運営協議会要綱を廃止する要綱について、ご説明申し上げます。

先ほどの議案第66号で提案いたしました、幕別町学校運営協議会規則を制定することで、現在設置する協議会については不要となることから、幕別町立小中学校及び幕別町立幼稚園運営協議会要綱を廃止するものであります。

附則についてであります。施行期日を平成31年4月1日からとするものであります。続きまして、議案書の10ページをご覧くださいと思います。

議案第68号、幕別町立学校管理規則の一部を改正する規則について、ご説明申し上げます。

こちらの改正につきましても、法に基づく学校運営協議会制度を開始すること及び来年からの小中一貫教育の開始に向け、幕別町立学校管理規則の一部を改正するものであります。

別添の議案第68号説明資料をご覧くださいと思います。

新旧対照表になります。

左が現行規則、右が改正規則になります。

現行規則第8条の3については、学校運営協議会の設置について規定しておりますが、先ほど説明申し上げましたとおり、規則を別に定めるため、改正後は削り、現行規則の第8条の4から第8条の6までは、改正後、第8条の3から第8条の5と繰り上げ改めるものであります。

次に、改正後の第40条の2については新たに加えるものでありますが、小中一貫教育に関する事項を規定するもので、第1項については学校教育法施行規則で定める、中学校における教育と一貫した教育を施す小学校を中学校併設型小学校、また、小学校における教育と一貫した教育を施す中学校を、小学校併設型中学校として、その教育課程を編成するにあたっては学校間で協議するものと定めるものであります。

なお、名称等については次のページになりますが、改正後の別表第2として加えるもので、記載のとおり、小学校、中学校、そして小中一貫校としての名称を称することができるものと規定するもので、基本的には中学校校区の5つの学園としております。

続きまして、改正後の第40条の3については学校間の総合調整を担う学園長を置き、必要な権限は教育委員会から委任するものとしており、また、小中一貫校の職員については兼務させることができる旨を規定するものであります。

なお、別表第2を加えるため、現行の別表第2については、改正後、別表第3と改めるものであります。

議案書10ページご覧いただきたいと思います。

附則につきましては、施行期日を平成31年4月1日からとするものであります。

続きまして、議案書11ページをご覧いただきたいと思います。

議案第69号、幕別町立幼稚園規則の一部を改正する規則について、ご説明申し上げます。

別添の議案第69号説明資料をご覧いただきたいと思います。

こちらについても、議案第66号で説明いたしましたとおり、学校運営協議会規則を制定するため、改正するものであります。現行制度の設置規定である第10条を削るものであります。従いまして、現行の第11条から第14条までを改正後、第10条から第13条と繰り上げ改めるものであります。

議案書11ページをご覧いただきたいと思います。

附則につきましては、施行期日を平成31年4月1日からとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

**菅野教育長** 説明が終わりました。これより議案第66号から議案第69号まで一括して質疑をお受けいたします。

(ありません。)

**菅野教育長** 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第66号について、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

**菅野教育長** 異議なしと認め、議案第66号については、原案どおり可決しました。

続いて、お諮りいたします。議案第67号について、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

**菅野教育長** 異議なしと認め、議案第67号については、原案どおり可決しました。

続いて、お諮りいたします。議案第68号について、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

**菅野教育長** 異議なしと認め、議案第68号については、原案どおり可決しました。

続いて、お諮りいたします。議案第69号について、原案どおり可決すること、ご異議ありませんか。

(異議なし)

**菅野教育長** 異議なしと認め、議案第69号については、原案どおり可決しました。

次に、日程第13、議案70号、要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定につきましては、プライバシー保護のため、秘密会といたします。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

**菅野教育長** 異議なしと認め、秘密会といたします。

**菅野教育長** 秘密会を解きます。

議案については、以上となりますが、このほか皆さんからなにかございませんか。

(ありません)

**菅野教育長** ないようですので、以上をもちまして、本日の日程が全て終了いたしましたので、第14回教育委員会会議を閉じます。